

「TPP11」に係る十分な情報公開と国内農業対策を求める意見書

米国を除く TPP（環太平洋経済連携協定）参加 11 か国は、1 月 23 日の首席交渉官会合で協定内容を確定させ、3 月 8 日に南米チリにおいて署名式を終え、政府は「TPP11」（包括的及び先進的な環太平洋経済連携協定）の承認案と関連法案を今通常国会に提出し国内の批准手続きを終えたい考えです。

関税に関する合意内容は「TPP11」でも変更されず、畜産・酪農業をはじめ日本農業に大きな犠牲を強いる懸念が拭えません。中でも米国の参加を前提に設定された乳製品の低関税輸入枠や牛肉のセーフガード（緊急輸入制限措置）がそのまま維持されたことで、歯止めなき輸入拡大につながりかねません。また今回の合意には、米国の TPP 復帰が見込めなくなった場合に再協議できるとの新たな規定が含まれ、政府はこれが農業分野の合意見直しの担保と説明するが、各国が実際に日本の要求を受け入れる保証はありません。

しかも政府は合意に至った交渉経過を全く情報公開していません。昨年末に示した「TPP11」及び日本と EU（欧州連合）との EPA（経済連携協定）による影響試算についても、農産物への試算には過小評価との疑問が残り、安価な輸入品との競争にさらされることになる国内農業者はなお不安を抱えています。北海道においては特に酪農・畜産への影響が懸念され、地域経済や国民生活への影響も心配されます。トランプ米大統領が将来の TPP への復帰に言及する中、日本が「TPP11」を安易に承認すれば農産物などで米国が再交渉を強力に求めてくる懸念もあります。

よって国においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 政府は、「TPP11」参加各国との詳細な交渉経過や都道府県別の影響試算など、あらゆる情報を早急に開示すること。また、国会承認を求める前に、生産者の不安を解消する具体的な根拠に基づく国内対策を示すことを強く求める。
- 2 国会は、国民や生産者の不安や懸念に応えるべく、「TPP11」について十分な検証及び徹底した審議を行うとともに、批准の可否について慎重に判断し、拙速かつ安易な「TPP11」の承認は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 27 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
農林水産大臣
経済再生担当大臣

} 宛